

第2回 四條畷市バリアフリー基本構想協議会  
議事録

1 日時：令和3年3月30日（火）  
午前10時00分～午前12時00分

2 場所：市役所東別館2階201会議室

3 出席者：（委員） 田中会長 小寺副会長 宮城委員 小崎委員  
木戸口委員 上田委員 黒澤委員 守屋委員  
猿屋委員 井阪委員 川口委員 西條委員  
足立委員

（市側） 亀澤都市整備部長 浅倉都市計画課長  
橋本都市整備部上席主幹 永山主査  
田端事務職員 堀江事務職員

（傍聴） 1名

（事務局） 都市計画課

欠席者：2名

4 協議事項： 1. 第1回協議会での主な意見についての説明  
2. 四條畷市バリアフリー基本構想の素案について

午前10時00分開会

事務局 <開会の挨拶>

<委員出席状況の報告>

<傍聴者の入場>

部長 <挨拶>

事務局 <会議資料の確認>

田中会長 皆様おはようございます。ようやく第2回の協議会の開催になりましたけども、また、つたない司会ですが、どうぞよろしく願いいたします。

そうしましたら早速ですが、議事次第に従いまして協議事項に入っていきますと思います。第2の協議事項ですけれども、①と②に項目が分かれています。どれも、両方とも関係がありますことから一括で、事務局さんの方から説明を受け、そのあとで委員の皆様からご意見、ご質問を受けたいと存じますので、よろしく願いします。それでは事務局の方からご説明よろしく願いしたいと思っております。

事務局 都市計画課の永山です。パワーポイントにて説明をさせていただきます。着座にて、説明させていただきます。よろしく願いします。資料ですが、前に移しているパワーポイントを、焼き出している横のカラー刷りがあります。素案ということで、冊子もご用意させていただいています。説明に関して、基本的には、前のスクリーンを見ていただくことがいいかなと思っておりますが、パワーポイントの少し字が小さい部分とか、図面が見にくい部分に関しては、紙の方で、見ていただいて、情報の方、確認していただければと思います。よろしく願いします。

まず初めに、1回目の協議会での主な意見について、整理しました。資料の2ページ目なのですが、1回目の主な意見として、認知症のご意見いただきました。認知症も、バリアフリーの対象になるのですか、というご意見があったのですが、移動円滑化の基本方針の中でも、様々な制約っていうのが含まれるということから、事務局の方では、認知症の方も、障害者さんや高齢者さんの方に含まれるというふうに考えております。どういったことができるかなということでは、認知症サポーター等、そういったところをソフト面の取り組みの中で、記載を考えております。後程、ソフト面のところの章で、こういった話も出てきますので、見ていただければと思います。

早速なのですが、基本構想の素案について、と書いております。素案かなりボリュームがあるので、素案の中でも少し抜粋したところを、前の方に映

し出しております。

冊子には文字もだらだらと書いているのですが、冊子も見ながら、見ていただければ、情報としてわかりやすいかなと思います。基本構想の構成ですが、(1) から (9) として、第 1 章から第 9 章で構成されております。第 1 章については、基本構想についての情報ですね、少し字が小さいのですが、冊子では、P4 に表を載せております。第 1 章、バリアフリーの基本構想についての改定の背景で、バリアフリー法の概要、基本構想の位置付け、計画期間について、冊子では、P1 から P4 に、その辺りの記載をしております。第 2 章、四條畷市の概況としまして、現状の整理と、これまでの取り組みについて、載せております。冊子では、P5 から P10 あたりに載せております。第 3 章が高齢者、障害者などの意見ということで、載せている内容が、ヒアリング調査等の実施、市民意識調査内でのバリアフリーに関する意見、というのを載せています。冊子では P11 から P13 になります。第 4 章ですね、基本理念と基本方針を載せております。これは P14、1 枚にまとめております。第 5 章、少し重要な部分になってくるのですが、生活関連施設、生活関連経路で、重点整備地区というところについての記載をしております。これは P15 から P24 になります。第 6 章が、重点整備地区内の課題としまして、タウンウォッチングを実施した旨の記載と重点整備地区内における課題というのを載せております。第 7 章は、ソフト面での取り組みについて、心のバリアフリーを中心に記載しております。第 8 章は、重点整備地区内における整備計画としまして、いわゆる整備メニューや、そういったところの特定事業についての説明と実施すべき特定事業等、特定事業実施における課題等ということで、P40 から P57 になっています。第 9 章は、基本構想の推進に向けた取り組みとしまして、継続した取り組みの記載と推進体制について書いています。冊子では、P58 です。これが大きく構成として作った内容になります。

ちょっとレ点を入れているのですが、前回の協議会の中で一定ご説明したところ、レ点で、1 章、2 章、4 章、5 章、これを説明させていただいていました。赤点線で囲っているところというのが、まだお示しできてない部分、ここについては、素案を辿りながら、ご説明させていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、第 1 章の基本構想についての中で、抜粋したものとして、基本構想の位置付けです。冊子では、P3 です。前回お示した、基本構想の位置付けのところですね。右手にあります。福祉関係のプランですね。赤で囲っているところ、福祉部局とも調整していく中で、みんなの福祉プラン、地域福祉計画っていうのも、関連計画になるということで、追記させていただいております。次に、冊子では、P4 ですね。スライドのページ、P7 になるのですが、計画期間です。これも前回お示ししているのですが、国の基本方針というのは、次の計画

期間は概ね5年というところを示されております。5年というところもあるのですが、本市の基本構想については、事業の進捗も踏まえて、2021年から2030年度のいわゆる十年間の計画期間としまして、5年ごとに、効果検証等をするということで、計画期間を定めました。

第2章に移ります。四條畷市の概況、これも前回お示ししているのですが、少し文字が小さくてすみません。四條畷市の概況で、高齢化率と、障害者手帳の登録数と公共機関の利用状況について、冊子の方では載せております。高齢化率は、やっぱり超高齢化社会と言われるような数値になっているということと、障害者手帳をお持ちの方も、やはり増加傾向を示しています。駅の利用者数も減少ではなく、増加傾向にありますというところを、P5からP10に記載しております。もう一つ、これまでの取り組みとしまして、冊子ではP8から、P9、P10にかけて、各事業者さんで取り組んでいただいていることを載せさせてもらいました。鉄道駅にはエレベーターや、多目的トイレ設置してくれましたよと。バス事業者さんでは、低床バスの導入とか、研修の実施。道路については、歩道の整備ができるところは、歩道の整備。交通安全施設、信号関係については、音響信号等の設置、歩車分離式信号等も整備していただいています。

第3章に行きます。高齢者障害者などの意見、これが初めての提示になります。皆様のご意見聴取するためにですね、ヒアリングを実施しました。概要が、本当はもっともっとたくさんの人に聞きたかったのですが、感染症の関係で、最低限のご協力をいただきながら、実施させていただきました。ヒアリングを実施できなかった方、特に子育て中の保護者さんのご意見については、アンケートをさせていただきまして、同内容なのですが、情報収集するようにいたしました。ヒアリングの項目なのですが、バリアフリー化の進捗です。進捗で鉄道に関する意見、バスに関する意見、施設に関する意見、道路に関する意見で、心のバリアフリーその他の意見、こういった大きな項目に分けて実施しています。一つ目なのですが、バリアフリー化が進んだと感ぜられるかといった設問に関して、少し見にくいのですが、パワーポイントの資料でP13に、円グラフを載せています。鉄道駅周辺のバリアフリー化っていうところを、取り上げました。赤で囲っているのが進んだと言われるところ、青があんまり進んでいないところなんです。やはりですね、進んだとしているのが、やっぱり3割4割弱ぐらいになっています。進んでないと感じている方も、多いのですが、どちらとも言えない利用していない、わからないというところも大半が占めているのですが、進んだと感じている人が半数はいてないというところは感じられました。次にバスとバス停のバリアフリー化について進んだか進んでないかっていうところも聞いているのですが、これも少し低めで、5%から11%ぐらいで、なかなか感ぜられておられないということです。道路や信号機等のバリア

フリー化については、これも進んだと感じられている方が少ない、という状況です。進んだと感じている人は、全体的に少ない、というところがバリアフリー化の進捗に繋がってくるのかなと。やはり進捗率としては、感じられてないっていうところからもう少し、頑張っていけないといけないというところがわかります。次に、もっと鉄道駅に絞って、主な意見を聞いてみました。パワーポイントの資料では P14 になるのですが、ちょっとハード面とソフト面に分けて書いているのですが、ハード面に関しては、券売機とか路線図というのが、目線が高いっていうところが利用しにくいというご意見。各車両に車椅子やベビーカー用のスペースが欲しい。優先座席が不十分。ソフト面、トイレの場所がわかりにくい。トイレや優先座席のマナーが悪い、というところがありました。駅舎とかホームっていうのは、一定バリアフリー化整備されているのですが、細かい視点で見ると、少し改良が必要だなというところがありました。写真も載せていますが、これ本市の JR の忍ヶ丘駅の改札入口、入る時の写真撮ったのですが、ぱっと見てですね、トイレがどこにあるかわからない、というのが、現場を見て感じたところです。続きましてですね、バスにちょっと焦点を当てた意見になるのですが、これもハード面でいくと、バスの床とか座席がちょっと高いと感じられている。ベビーカーでちょっと利用しにくい、少し狭いと感じられているのかなと。時刻や電光掲示板をもっと下の方に設置して欲しいという、目線の話です。車椅子スペースがないという意見ですけれども、少ないという意見かなと。バス停においては、ベンチとか屋根が欲しい。これは昔からいただいている、よくある意見なのかなと。ソフト面で音声案内がわかりにくい。聞き取りにくい、っていうところがありました。バス停とかバスに関して、低床バスについて、四條畷市内で走っているところは、すごく進んでいるのですが、車椅子スペースとか座席の狭さ、時刻表とか掲示板の改良、その辺りの検討がちょっと必要なかな。写真載せているのが、本市の市民総合センターの前にある、時刻表です。これを車椅子の方が見ると、少し目線が高く感じられると、それは現場の意見でもありました。

続きまして、施設に関する主な意見です。よく利用される施設の中で感じられていることをお聞きしたのですが、ハード面として、利用したい施設にエレベーターがない。点字ブロックが不完全ですよね。出入口に音声案内が欲しい。これもまた、トイレの場所がわかりにくい。トイレの中に物置が欲しい。トイレに関しては、すごく感じられることがあるみたいで、トイレの場所わかりにくくて、先ほども出てきたのですが、意見がありました。施設に関して、トイレの場所がわかりにくいっていうのは、かなり施設を利用する際に皆さん、トイレを重視して、まず入ったらトイレ、そういったところもおっしゃっていたので、サインとか、そういったトイレの改良というのは、少し検討していかないといけないの

かなと。

続きましてですね、道路です。道路に関しては、これはもう昔からというか、ずっとずっと変えて改良していかなければならないことではあるのですが、歩道はあるが、少し狭い、平坦性がない、路面のでこぼこが危険、歩道内にある支障物ですね、こういったところの撤去、信号機ちょっと長くして欲しい、信号機、音響信号の設置も検討して欲しい、というような意見が主にありました。歩道については、一定整備している歩道も見ていただいたのですが、その中にある支障物など、そういったところの解消も課題が残っているのではないかとということがわかりました。

心のバリアフリーとか、その他の意見につきましては、全体的に、日常に声かけとかですね、情報発信、シンボルマーク、学校での教育、施設のマナーですね、全体的に皆さん必要だと、こういうのは引き続きやっていかないといけないというところで、全般において課題があるというのは、ご意見の中でわかりました。

その他の意見ですが、賃貸住宅、民間住宅に対してのバリアフリー補助とかですね、なかなか進んでないことがあるので、賃貸住宅に住んでいる、よく車椅子を使われる方からのそういったご希望や、一般の方向けのバリアフリー体験イベントとか、そういったものがあれば、参加してみたいといったご意見もいただいております。以上が第3章のヒアリング等の結果を、少しお示ししました。

第4章に移りまして、基本理念と基本方針。これはですね、第1回の方、一定、お示しした内容と変わってはおりません。基本理念は「誰もが しぜんに 暮らし 活動できるまち 四條畷」。その基本方針については、大きく四つ挙げまして、「1. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進」「2. 重点的・効果的なバリアフリー化の推進」「3. 心のバリアフリーの推進」「4. 継続的に取り組むバリアフリー化」。四つの基本方針を上げさせていただいております。

続きまして、第5章、生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区についてです。第1回目ですね、生活関連施設とは何ぞや、生活関連経路とは何ぞや、をお示ししてもらいました。ちょっとおさらいになるのですが、生活関連施設っていうのは、日常的に高齢者さんとか障害者さんが利用する施設のことです。少し見にくいのですが、四條畷市の中で生活関連施設に位置付けた施設は、青色の赤線で囲っている施設になります。これがいわゆる皆さんよく使われる施設ということで、図面の方ですね、少し見にくいのですが、冊子の方ですね。P24に大きめの図面を載せています。これ見ていただくと、もう少し見やすい図面が載っております。冊子のP24ですね。生活関連経路につきましては、生活関連施設を結ぶものとして、赤い線で一定、路線を引っ張っております。過去に作っていた交通バリアフリー基本構想のルートを、元にして、今回、必要なル

ートを追加して、経路を選定しました。図面と言う赤い線です。重点整備地区、バリアフリーの事業を重点的かつ一体的に進める地区として、緑で囲っている地区、この中はしっかりバリアフリー化を進めていきたいと思いますというふうに、四條畷市は定めております。重点整備地区内の課題としましてこれ初めての提示になります。第6章です。

何をしたかと言いますと、タウンウォッチングで皆さんと町を歩きまして、率直なご意見とか、そういったところ取り上げるためにですね、実施しました。一応、概要としまして参加していただいた方の概要を挙げております。これも、本当はもっともっと皆さん参加していただきたかったのですが、かなり多人数になるということで必要最低限の協力をいただきながら、実施させていただきました。日程も、2日に分けて、10月15日と10月16日に分けてですね、皆さんと歩かさせていただきました。協議会の中でも参加していただいた方も、おられまして、ありがとうございます。ルートに関してはですね、前回お示ししたのですけれども、右の図面、また見にくいのですけれども、パワーポイント資料では、P24、冊子ではP26に大きめの図面を載せております。タウンウォッチングの趣旨としましては、生活関連施設とか生活関連経路の点検のようなイメージで歩いております。今回は教育文化センターという施設から、市民総合センターという施設を目指して歩きました。ただですね、途中、余りにも危険な道路というところが、生活関連経路になっておりますので、迂回しながら、ルートを、取ってですね、安全を確保しながら歩いたので、ちょっと点線のところが、迂回ルート、黒線が、本当は見たかったルートとしてちょっと分けて記載させてもらっています。その結果、少し簡単にまとめてみました。パワーポイントの資料ではP25です。冊子ではですね、P27から、写真つきで、結果を載せております。

タウンウォッチングしたのが、その教育文化センターですね。正面玄関では、駐車場からの導線にスロープがなく、少し段差がある。正面に回るとスロープは設置されているのですが、駐車場側からはないといったご意見。多目的トイレについては、場所がわかりにくい。扉が勝手に閉まる。物が置ける台が、欲しい。階段についてはですね、エレベーターがないので、二階の教室が利用できない、というところと階段が全部緑でした。これが、全部緑で塗られているので、段差がわかりにくく、というところは、ご意見としていただいております。

次、同じく施設として、市民総合センターですね。これは説明書で、P26です。冊子では、P28ですね。こちら、屋外に階段があります。敷地内の階段に手すりが少ないので、あったほうがいいっていうのと、階段がまたオレンジ色、レンガ色一色だったので、これもちょっと危ないよね、というところがありました。さらにですね、屋外の階段降りたところに溝がありまして、これもかなり荒いグレーチングが設置されていたので、こういったところも狭いものにしたほうが

いいのではないかという点と、この施設、エレベーターが、あるのですけど、点字がなかったので、そこもご指摘としてはありました。点字ブロックについては、一定あったのですけども、入口から案内の方には伸びている、エレベーターにも伸びている。ただ、トイレにまでは、伸びていないってところがあったので、そういったところも入れたほうがいいのではないかと。多目的トイレについてですが、これ荷台がなかったのでこれも荷台が欲しいという意見がありました。トイレがどこにあるかわからない。これまたさっきと同じ意見ですが、そういったご意見いただきました。

次は、実際に歩いた道路の中で感じられたことです。ちょっとパワーポイントの図面が少し見にくいのですが、資料の方、紙の資料ではP27 に図面が載っています。冊子では、P31 です。道路について、教育文化センターから旧国道 170 号めがけて、L字型に歩きました。グレーで塗っている路線、南野 5 丁目 6 号線という名前の市の道路ですけども、側溝の溝にふたがなく、さらに、車が結構通るといところで、寄っていくと落ちてしまうので、もっともっとスペース作って欲しい。そこが危険だっていうところが、ご意見でありました。青色で囲っているのが、中野 2 丁目 7 号線で、歩道は実際にあります。あるのですけども、ガタガタの狭い道。段差もかなり多くて、横断勾配の乗り入れが、きつい。もう昔つくられた典型的なあまりバリアフリー化を意識してない歩道があったので、この辺の改良が必要だと。緑色が旧国道 170 号で、バス道にもなっていますが、バスが通ったり、普通の車両が行き交うだけで、もう歩行困難ということで、安全性を考えてここは歩いておりません。交差点まで行ってですね、皆さんにも歩くことはできない、というところまでを確認していただきました。道路の 2 としまして、迂回してからのルートになります。迂回してからのルート、こちらが、中野 3 丁目 1 号線という市の管理する道路です。シャトレゼとかがある道なのですが、実は、大阪府さんのもともとの道なのですけど、歩道の整備を、一定していただいています。幅員も、3m 近くあって、すごく綺麗な道になっておるので、横断勾配とか、そういったところは、改善されていますよと、ただ、点字ブロックあったほうがいい、というご意見。それと、支障物である電柱、写真 G です。写真 G では、ポールとか、そういった物が、せっかくのこの歩道の点字ブロックの結構、近いところに設置されていたりするので、こういったところも考えていかないといけないと。やはり支障物、整備されても支障物があるというのは、こういう現状です。

道路が以上になりまして、バス停、先ほど写真で出てきたのですけども、市民総合センター前のバス停です。これを皆さんで見たのですけど、やっぱり文字とか路線図ってというのは、もう見にくい。これも第一声で上がってきました。さっき言ったように、車椅子利用者さん。目線がどうしても下に行くので、時刻表の

位置が高すぎると、上見るだけでもしんどい、という意見があったので、参考におっしゃられたのは、横断防止柵ぐらいの高さ。はい。ちょっと写真に映り込んでいますが、これぐらいじゃないとちょっと、しんどいです、というご意見いただいております。以上が、タウンウォッチング中で上げられたご意見、簡単にまとめたものです。

ヒアリングとかですね、タウンウォッチングの中を踏まえて、主な課題を整理したものを挙げました。駅舎とかですね、建物のバリアフリー化について、やはりトイレに関する意見っていうのがあります。それと、目線が車椅子利用者さん低めですよと。また、エレベーターはやっぱり欲しいという声があり、これらを、検討していく必要がある。二つ目が、連続性を持ったバリアフリー整備です。いわゆる歩道が整備されていても十分な幅員がないところや、横断勾配がきつくて迂回をしてしまう、そういった十分な歩行空間がないっていうところが、連続性が途切れてしまっている。そういうところで連続性を持ったバリアフリー整備というのを検討していかないといけない。それと、心のバリアフリーですね。やっぱりマナー違反とかですね、そういったところは、昨今でも、やはり取り上げられているところで、使いたいのに使えない。後はですね、バリアフリーに関する情報発信とか教育活動っていうのはヒアリングの中で上げられたところで、心のバリアフリーというのは、やっぱり推進していかないといけない。大きくこういった3点で、課題を整理してみました。

続きまして、第7章でソフト面での取り組みです。これも初めて提示させていただくのですが、パワーポイント資料ではP32で、冊子ではP36に飛びます。ソフト面、様々な取り組みがあるのですが、まずは、こういうことをやっていかないといけないというところをお示ししたいと思います。先ほども出てきました通り、バリアフリー化された施設のマナーの向上です。一応取り上げているのが、車いす駐車場とかの適正な利用等、しっかり周知して、マナーの改善をはかる。こういったことは、しっかり取り組まないといけない。パンフレットに載せているのは、大阪府さんがパンフレットをつくって啓発していただいているものを載せさせていただいています。二つ目が、高齢者とか障害者さんとか、妊婦さん、認知症の方が安心できる環境づくりです。先ほど言ったトイレを使いたいのに使えない。マナーの問題もあるのですが、そういうところが安心できれば、外出できる。安心と書いてありますけど、そういったところも踏まえながら、これもまた、啓発活動になると思います。トイレの利用に、心のバリアフリーを、という啓発ポスターがあつたりするので、こういったところも発信していく。認知症の方に関しては、認知症サポーターで、本市は高齢福祉課の方で、一定取り組んでいっているのですが、改めてこういった記載をすることで、もっともっと推進していく。そういった旨で書かせてもらいました。

次に、各シンボルマークですね。知っている方もおられれば、やっぱりなかなか浸透していない部分、特にマタニティマークなんかはすごくわかりやすく、妊婦さんだなんてわかるのですけども、ヘルプマークですね。ヘルプマーク、守屋委員にも、ご協力いただきながらも、なかなか、普及してないよねっていうご意見いただいていたのですけども、こういったところをしっかりと普及啓発していかないと、実際につけてでもね、なかなか理解してもらえないというところがありますんで、そのシンボル、各シンボルの普及啓発っていうのを図っていかないといけない、ということで、上げさしてもらいました。

バリアフリー教室、という名前が出てきたのですが、これはですね、学校教育と連携して、ソフト面も強化していきましょうというところも踏まえてのことです。今は、各学校さん、それぞれの取り組みはあるものの、一貫したような取り組みが今なされてない状況だと伺いました。教室、と言われるものを開催することで、一貫性のあるような、バリアフリーの知識、そういったところを学べるのではないかなと。私自身、高槻市さんのバリアフリー教室を見に行きました。実際に目の見えない方とか、車椅子の方、そういった方とお話。アイマスクをして、目が見えないようにして歩く。車椅子に乗って体験する、今やっている高槻市さんで行っているは、そういうレベルの体験型で、かつ、当事者さんからのご意見、質疑とかによって、コミュニケーション力を図る。そういった取り組みされているので、運輸局さんとかと連携しながらになると思うのですが、こういったところも検討していきます、というところなんです。以上が、ソフト面の取り組みです。

第8章。ここから整備計画で書いているのですが、実際にどういった整備や取り組みをするのかということをお示ししています。言葉の説明になるのですけども、特定事業とは、と書いているのですが、特定事業というのは、普通はですね、今、建っている建物っていうのは、バリアフリー化しなければならないというような義務はないのですが、基本構想に、特定事業として定めた場合は、一定やっていかないといけないというような位置付けができるというのが特定事業といわれるものです。特定事業というのは、七つあって、特定事業に当たらないものは、その他事業とされますって書いてあり、表が見にくいですが、パワーポイントの資料では、P37、冊子も P40 にあるのですけど、P40 も少しちょっと字が小さめなので、パワーポイントの紙の P37 が、比較のご確認していただきやすいかなと思います。

事業としては分かれており、その施設ごとに分かれていきます。公共交通の特定事業、建築物の特定事業、公園とか都市公園特定事業、路外駐車場の特定事業、道路や交通安全の特定事業、教育啓発特定事業、その他の事業。上から六つに関しては、その施設の中で、エレベーター設置や、道路の歩道を作ったりするって

というような、特定の整備については特定事業と書いてあるものを特定事業と呼んで、それに当てはまらないようなものについては、その他事業として、位置づけることで記載しましょうということが、ガイドラインに沿ってこういった形で、まとめています。

実際に、整理メニューというものを作っています。それで整備メニューの見方としまして、まずはですね、整備の時期、いつまでにするのかっていう話を、整備時期として、上げました。短期、中期、長期、継続、この四つに分類しています。短期は、5年以内。中期は10年以内。長期は10年以降に分けています。継続については、継続して取り組むとか、ソフト面です。こういったところで整備時期を位置付けてみました。整備項目の区分で、先ほどの特定事業か、その他事業かかっていうのをちょっと分けて、黒いひし形と白いひし形に分けて、表の中に入れようと思っています。実際整理メニューを、こんな感じで、メニュー表を作って、パッと見てわかるようにしてみたのですが、まずは、事業者の記載。先ほどの、特定事業か、その他事業化の記載。課題等から検討した整備メニュー。整備時期の記載。メニューに関してはタウンウォッチングや現地調査をもとに検討しました。このメニュー表が、後からずらずらずらっと出てきます。

早速その整備メニューというのを、それぞれ、事業ごとに本市で行われることが、見込まれる事業を挙げていました。パワーポイントの説明資料P39、冊子では、P41から、実施すべき特定事業というのを挙げています。実際にこのようなメニューを一定行ってやっていきますっていうのを書いた項目になるのですが、一つ目は公共交通の特定事業で、公共交通なので、バスさんやJRさん、鉄道に関する事業です。一定、事業者さんとの調整をしながら、メニューは記載させていただいております。(2) 整備メニュー及び取り組みでは、鉄道事業に関しては、誘導サインの改良、多目的トイレ等。トイレの位置の明確化、さっき写真で、JRさんの改札口見てもらったのですが、ああいったところが、スッと見ることができるようにならないかな？というところでメニューとして挙げてさせていただきました。

バス事業者さんについては、バス停の時刻表の改良の検討です。なかなか、バス停の時刻表は変えるのが、すごく困難です。すごく広範囲にわたって影響がありますんで、まずはどういった改良ができるかというのを検討しませんか？ということで、これは短期であげました。もう一つは、コミュニケーション支援ボード導入、これも検討です。そのコミュニケーションボードを支援ボードって何かというと次のページ、P40に例を挙げています。和泉市さんは基本構想に記載していたりするのですが、実際にボード使って指を指し示すだけで、ある程度コミュニケーションができる。こういったボードを使ってですね、取り組まれているところもあるみたいです。ただですね。これ、バスで使おうと思ったら、バス

に馴染むもの馴染まないものがありますので、これを少し改良したようなコミュニケーション支援ボードの検討ってようなイメージを考えています。今の申し上げたのは公共交通、鉄道、バスだったのですが、続いて建物です。実際に建築物の中で、メニューがあるのが、六つの施設があるのですが、少し抜粋して、タウンウォッチングで行った施設について、説明させていただきます。建築物の特定事業としまして、市民総合センターです。メニューとしては、誘導サインの改良、張ってある案内図、文字の大きさや、設置場所も少し検討しませんか？という点と、さっき言った溝蓋の改良ですね。階段降りたところに、粗い溝ふたがあったのでその改良、エレベーターボタンへの点字の設置、トイレへの動線に点字ブロックの設置。屋外階段の手すりが無かったため、手すり設置しませんか？それと、段鼻、階段の端っこですね、降りるところの足元の段鼻に、ちょっと違った着色して、段差が見やすいようにしませんかというところと、最後、多目的トイレの荷物の台の設置、やはりスペースとるので、ちょっと長期になっているのですが、まずは、できることをあげるということで、7つ、メニューとして挙げております。

もう一つですね、教育文化センター。この施設もタウンウォッチングで見たところなのです。玄関スロープの設置。多目的トイレの荷物の台の設置。扉の改良。トイレの場所とかわかりにくいので、誘導サインの改良。ここがですね、エレベーターが、ないので、2階を使いたいという方が、実際におられるみたいで、エレベーターの設置も検討してください、と意見がありました。段鼻に、階段の足元にちょっと着色違った色の着色する項目を取り入れてみました。建物の事業については、P42 から P44 にかけて、すべての施設の事業は載せております。

続きまして道路の特定事業。これが、かなりボリュームがあります。というのは、路線ごとに、メニューを記載しているため、大体 30 路線ぐらいのメニューがあるので、今回、新たに追加される路線とか、重要な路線をピックアップして説明します。道路のメニューで、忍ヶ丘砂線です。冊子の P45 に、図面を載せています。赤い線で引っ張っているのは、生活関連経路で、表の中で 13 番と図面 13 をリンクしています。場所等は、数字をリンクするようにしているので、良ければ見ていただければと思います。忍ヶ丘駅から本市の総合病院の暇生会病院に繋がる道です。ここは実際点字ブロックってというのは今、敷設されてない。交差点の要所要所ですかね。途切れたような動線で作られている。点字ブロックの敷設をあげています。歩道も昔ながらの歩道で、上がったりがったりする歩道で、平坦性の確保とか段差の解消、障害物の撤去。これは、少し歩道が広いので、車両の乗り入れしないように、花壇を置いたりしているので、そういったところを撤去できないかっていうようなメニューを挙げております。

次のページが 14 番です。旧国道 170 号です。図面でいくとさっきの暇生会病

院さんの左手、西側。大阪府が管理している道路なのですが、ここは点字ブロックがありません。ただ、歩道は一定整備され、また平坦性も確保されているけども、点字ブロックがないため、ちょっとその辺の検討。当然前後の動線の状況を踏まえて検討をしていくということで挙げております。

次が、その下の 15 番、菟屋清滝線。本市の郵便局集配機能のある郵便局まで、今回、繋いでいます。ここも歩道はあるが、平坦性が少し乏しいというところでちょっと改良しないといけない。

次が、17 番、市役所の少し南側、国道 163 号。市役所から一番近くの本停までは点字ブロックが敷設していただいているが、そこから、西の方に伸びていく歩道にまだ設置されていない。今後、やっぱり生活関連経路としていくことで敷設の検討をするが、やっぱり前後の動線の状況を踏まえて、検討する。

その下、25 番。25 番はですね、四条畷の駅の方までぐっと目線が下がってきます。東西の一方通行になるのですが、この道、かなりの人が買い物とかで、移動するのですが、お店からの障害物とかですね、そういったところにあたるので、障害物の撤去等、歩行空間確保で、歩道まで設置できないのですが、ちょっと色付けするなど、そのようなメニューを検討していただく、というところなんです。

次のページです。また、28 番の府道になるのですが、25 番から西にずっと繋がっています。ちょっと路線がさっき 25 番と、路線名変わるのですが、こちらも、商店街になっているので、やはり障害物が多いということで、撤去の検討と歩行空間の確保を、メニューに上げています。

その下が 30 番。また国道 163 号になるのですが、ここも点字ブロックは、交差点にはあるのですが、導線的に繋がっていないところがあるので、今まで特定経路でも何でもなかったのが、今回、生活関連経路として位置付けられるにあたって、少しだけですが、市の道路とつなぐような形で、点字ブロックを検討しようと思います。

次のページです。31 番になります。31 番は、さっきの 30 番から南に下っていくとある旧国道 170 号。これはタウンウォッチングで歩きたかったけど歩けなかった道です。歩道の整備を、一定検討をしていかなければいけないということで長期になるのですが、歩道整備という項目を挙げています。

その下、32 番。これはですね、教育文化センターに旧国道 170 号から繋がるということで、一定、タウンウォッチングでも見ました。歩道がありますが、ガタガタなので歩道幅員の確保、歩道の改良、これも長期になりますが、上げております。

道路の最後です。33 番、これも新しく路線になったのですが、タウンウォッチングで施設から出たときに、溝が空いていたから、ちょっと危ないという

ことで溝蓋の設置。将来的にはやはり歩道の整備も行いたいと、対側に、市の土地がありますので、そういったところも鑑みながら歩道の整備を将来、考えていく。

34番が、通学路等にもなっているのですが、一定グリーンベルトと言って、緑の線は引っ張っているのですが、両側に大きめの溝があります。そういったところ埋めることによって、一定幅員も取れるかなということで、溝蓋の設置を長期で挙げております。以上が、道路の事業になります。

次が、都市公園の事業になります。今回、都市公園、二つ生活関連施設に挙げられています。

一つ目が、トンボ池公園。これは忍ヶ丘駅の近くに位置しています。この公園に、トイレはあるのですが、和式の昔のトイレです。そのため、多目的トイレの整備を上げているのと、写真で写っているように、通路に障害物があるので、こういったところも解消していかないといけないと。スロープの設置はあるのですが、この施設、裏側から入るには階段しかないのです。そういったところのアクセスを考えるとスロープの設置も検討しましょうと。というところで、三つのメニューを上げています。

もう一つ公園がありまして、川崎池公園ですね。図面、P45の図面でいくと下の方、重点整備地区がポコッとなったところなのですが、川崎池公園もトイレはあるのですが、昔ながらのトイレです。したがって、トイレの整備を検討しています。今のが、二つの公園の特定事業です。あと事業としては、二つですね。

次が、交通安全の特定事業として、信号機関係です。交差点での信号機関係のメニューとしまして、今までですね音響信号とかは設置されています。ほぼ、前の基本構想の中では100%やっただけなのですが、今回新たに路線が追加されるので、そういった交差点、生活関連経路が交わる交差点で、音響信号がないところです。今挙げるとしますと、図面の30番、ここが国道163号と市の道路と交わる場所なのですが、ここがまだ音響信号ではないのが現状です。そういったところが何かできないかという検討と、もう一つは青信号の少し延長ですね。これまた30番になりますけれども、やはり車椅子に乗っている方などから、もう少し信号が長い方がいいなどの意見がありますので、検討していただく。今まで通りやっただけなのが、違法駐車を取り締まりと啓発活動ですね、マナーの向上として、継続として上げさせていただいております。これは今までずっとやっただけなのですが、引き続きという形です。

事業の最後です。これ教育啓発特定事業です。これは前の基本構想では言葉がなかったのですが、今はやはり、ソフト面を強化しなさいということで、教育啓発特定事業に位置付けて、継続的にやっていきなさいというところがあるので、

メニューに考えて入れてみました。バリアフリー教室の実施、その下が公共交通事業者さんの接遇研修、これは今までやっていただいたことです。その下ですね、先ほどもありましたようにポスター等で利用マナーの向上を、施設管理者さんと協力しながらやっていく。その下がバリアフリーに関するサインの啓発、これも福祉部局等を相談しながら、どういったことができるかっていうのを考えながら啓発していく。こういった大きな4点を挙げております。8章がいわゆる整備メニューです。基本構想の中心となるようなところですよ。簡単ですけども、説明させていただきました。

9章が、継続した取り組み、推進に向けた取り組みについて、絵で表すと、スパイラルアップという言葉が出てくるんですけど、作って終わりじゃなくて、継続して、評価しながらやっていきます。段階的、継続的な取り組みとしてやっていきます。推進体制について、この基本構想協議会っていうのがやはり中心になって、推進体制を組んでいくというところで、基本構想はでき上がったら、整備メニューの計画書を事業者さんで作ります。それをまた精査したりなどですね。行なった事業に関してこういった評価して進捗管理、また、課題が生まれたら、基本構想を見直して整備を考えていく。こんな推進体制のイメージを載せてみました。一応ですね推進体制について、書き方としては原則毎年度、開催したいという旨は書いております。今までが第1章から第9章です。

最後に、参考資料として、盛り込みたいものを、羅列なのですが、上げております。基本構想の名簿、協議会の経過、協議会の条例と規則。本編に入れるのは、少しボリュームがあったので関連計画の概要と、統計データです。1回目で見ただいたものを参考資料に入れながら、ヒアリング結果のまとめたもの、用語の解説。これらは参考資料に入れようかなと思っています。以上が、素案等の説明になります。長い説明でしたけども、ありがとうございました。

田中会長     はい。ありがとうございました。そうしましたら、ただいま事務局さんの方から説明をいただきましたが、これについてご質問とか、ご意見とかありましたら、ぜひよろしくお願いいいたします。

井坂委員     すいません。大阪府建築企画課の井坂と申します。よろしくお願いいいたします。先ほどからトイレ、多目的トイレの話、改修であったり、場所がわかりづらいという話があったのですが、まず、名称についてなのですが、この度、国土交通省の標準設計が見直しされて、多目的トイレの名称を、誰でも使われてしまう、使いたい時に使えない、ということを利用者の方からの意見等もございまして、機能をはっきり記載する。例えば、車いす用トイレですよ、であったり、もっと大きく書くのであれば、バリアフリー用トイレという名称に変えていきましょ

う、というのが、推奨されるようになってきておりますので、ずっと、今までこの基本構想、説明していただいた中で、全て多目的トイレという表現だったので、その辺を少し見直していただけたら、と思いました。以上です。よろしくお願いいたします。

田中会長     ありがとうございます。事務局さん、いかがでしょうか。

事務局       はい。ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、国の方でもそういった形の中で動きがあるというところの認識をしております、今回、少し整理はさせていただくことになると思いますが、名称についてはわかりやすいところで、行いたいと考えておりますので修正をさせていただきます。会長との相談をさせていただいて、最初このような形の中で、ということについては、やらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

田中会長     ありがとうございます。他はいかがでしょう。

木戸口委員    三点ほど、お願いしたいのですが、まず1点なのですが、今回、アンケート調査をされたということで、意見の母数は少ないのですが、要点は適切に整理されているのかな、というところで、関心しているところです。それで、取り組むべきこと、というのは、結構明確なのかな、というところで、整備方針にもきちり示されているのですが、例えば、トイレなどは、市民参加を積極的に呼びかけて、整備すべきものを着実に進める、ということ、はっきり示された方がよいのかな、というところが、一つ目です。また、それと関連して、アンケートで「利用しないから、わからない」というのが、結構多いという、ところで、「関心がない」とか「自分ごとになっていない」とか、そういったところが、少しのあるのかな、というところで、市民参加というのは、結構、積極的にしていった方がいいのかな、と思いました。

2つ目は、道路の特定事業についてなのですが、13番の市道の忍ヶ丘砂線と14番の旧国道170号の関係で、点字ブロック、両方ともメニューに挙がっているのですが、13番の市道の方、延長が長いというところで、そういうことなのかな、ということで、時期が、中期と長期とで別れているので、駅からの導線を考えたら、同じタイミングの方がいいのかな、というところで、逆に14番を中期にして、ここだけやって、ある程度、意味があるということであれば、それでもいいのかもわからないのですが、個人的には、一緒にした方がいいのかな、という風に感じました。

それと最後ですが、標題というか、理念で、目標のキャッチフレーズが書かれ

ているところなのですが、「誰もが しぜんに 暮らし 活動できるまち 四條畷」というところで、四條畷を変えたら、どこの市でもいけるな、という気がするのですが、もう少し、最初の段階から挙げていた話なので、今更というものはあるのですが、ちょっとどうかな、と感じました。ここまで、きっちりとアンケートもしながら、積み上げられているので、もう少し、進められる方向性に沿ったキャッチフレーズの方がいいのかな、という気がしまして、ちょっと自分なりに考えたのですが、「誰もが」とするか、「なわっこが」とするか、「誰もがみんな」で支え、「暮らし続けるまち」とか、そういった、要は四條畷の人が、ずっと暮らし続けていってもらおうというところで、みんなで考えてもらう、という形にした方が、「自然」とか「暮らし」というのは、どこにでも、あてはまるのかな、というところで、進められた方向性にあった要素を少し入れていただいた方が、良いのかな、という風に思いました。以上です。

田中会長 ありがとうございます。そうしましたら、3点ですね、あったかと思うのですが、1点ずつ、いきましようか。事務局の方はよろしくお願いします。

事務局 そしたら、すいません。ちょっと答えられるところから順に、ということで、先ほどおっしゃっていただいたように、13番と14番のところの中で、中期、長期のところ、その整合していないところがあるのではないかっていう、整合と言いますか、もともと市道と府道というところの概念っていうところもございまして、一定、整理させていただきながら、合わせていくような、かたちの中で、やらせてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田中会長 よろしくお願いします。

足立委員 すみません、市役所の建設課の足立と申します。市の道路の担当部局ということで先ほどご意見ありました、おっしゃるように、一連で整備する方が、すごい効果はあるのかなと思っております。ただちょっと忍ヶ丘砂線、歩道の改良って部分もちょっと見越してのことになりますので、平坦性の確保とかっていうところになるとやはり沿道の取り合いの住宅との関連も出てきますので、今すぐ中期に前倒しってというのは、少し厳しいのかもしれないですね。中期を目指すような、っていう意味であくまで目標時期ということで、編集されるのであれば、そこは一定、仕方がないのかなとは思いますが、おっしゃるように合わせるの、僕も時期を合わせたほうがいいのかと考えます。以上です。

木戸口委員 すみません。大阪府の整備区間を一定、位置づけていただいたら、そこだけし

でも、なんといいですか、意味があるというか、そういう風にしていただければ、やはり駅からつながった方は、誰もがわかりやすいので、そこだけ、あの短い区間なので、多分、大阪府のところ、すぐできると思うのですが、必要性をここで位置づけていただけるので。なので、少しだけ整理いただけたら、と思います。

田中会長 はい。

事務局 すみません。3点目の理念なのですが、提案していただいたところが、みんなで支えるというようなフレーズをいただいています。それが多分、心のバリアフリーに、繋がっていくようなイメージかなと思うのですが、基本理念考えるときに、当然そういったところもありつつ、実はこの理念も、四條畷市の特徴を生かしながら、考えた部分がありまして、要は、ほかの関係計画では当たり前の生活ってという言葉が出てきています。四條畷市のキャッチフレーズではないのですが、そういったところで、市全体自然体。こういったこの自然というのを、ちょっと入れながら売りにしているところがあったので、できれば、この自然というのを入れたいなあという思いがあるのですが、事務局としては、この自然を使って、何か、進めていけたらなと思っています。お願いします。

田中会長 ありがとうございます。ちょっと整理させていただくと、先ほどの市道と府道の部分ですか。これはまた、途中で見直しが入るかと思うので、基本的には中期と長期と、その部分で将来、目指していく。そういった形で、素案の中では、全体の、このマスタープランにあたる計画ですので、そういった形で、この中で位置付けていけたら、この先に、具体的な計画として、事業化のところを考えていけたら良いのではないかというふうにおっしゃっていただいた意見、ごもつともじゃないか、というふうに思います。今、お話ありました。3番目のご指摘事項の基本理念というのは、かなり大きな、一番大きなお話ではないかというふうに思うのですが、先ほどちょっと、よく聞き取れなかったのが、なわっこ？

木戸口委員 あの「誰もが」とするか、「なわっこ」という風に、「なわて」というのを明確にした方がいいかなということです。

田中会長 なるほど。そういうことですね。失礼しました。この事に関して、いかがでしょうか。今回、素案ということで、このバリアフリーの基本構想としては、一番、下書きに当たる文章になりますので、こういったところが一番重要な部分ではないかというふうに思うのですが、このことに関して、皆様、ご意見、おありで

したら何か、いかがでしょう。

事務局　　すみません。「誰もが」というところを、「啜の子ども」ということで、「なわっこ」ですか？

木戸口委員　　啜の市民を示す言葉がいいかなと思うのですが、この「なわっこ」というのが象徴しているのかどうかも、私もわからないのですが、瞬間的に言うてるだけなので。

事務局　　はい。ありがとうございます。基本的にそういった表現っていうのは、今までしたことがないのかなと思っているのですが、当然、四條啜の市民の方だけではなく、やっぱり外から来ていただける方ということもございまして、できましたら、協議会の皆さんのご意見をもらいながら、基本的には誰もが、本市だけではなくて、やはり、すべて四條啜市を訪れる方も含めて、皆さんを対象にしているっていうことが、ございますので、一定、お話をさせていただいたらなと思いますのでよろしく願いいたします。

田中会長　　はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。ご意見、よろしく願います。

守屋委員　　二つほど。今、市が、公共施設再編計画をたてていますが、ちゃんと連携は取れているのでしょうか。もう一つ、私、介助犬を貸与していただきまして、一週間ですが、コンビニなどでも、連れてきていいですか、と聞いても、若い店員さんは、介助犬の意味が全然わからないのですね、盲導犬だったら、少しわかってくれて、やっと話が通じましたけど、ソフト面の啓発の部分で、学校で、介助犬も啓発の方をお願いしたいと思います。以上です。

田中会長　　ありがとうございます。そうしましたら、事務局さん、願います。

事務局　　すみません、先ほどのお答えができていないところをどうさしていただきましょうか。

田中会長　　そうしましたら、今の部分からで、願います。

事務局　　はい。公共施設の再編ということで、今まさに再編検討会ということで進めているという状況です。第1回でもご意見いただいたと思うのです。公共施設の再

編によって、施設が変わることによって、この基本構想そのものはどうなっていくのか、ということもあったと思うのですが、まずそちらについても、当然公共施設の位置が変わるとかになってきますと、この基本構想の自体も、またルートの変更や追加なども想定されるが、今、現状においては、確定してなく、この施設がっていうことではございませんので、引き続き、私どもとしては連携を図りながら、努めていきたい、ということでございます。

それともう1点、介助犬ということ、こちらにつきましても、私どもは重要と考えておりまして、例えばこの基本構想の素案の方でも、P38 になるのですが、その中で、ヘルプマーク、マタニティマークなどの普及ということで (3) というところの中で、記載させていただいている部分の中で、その二つだけをとということではなくて、その四角囲みのところにも、「ほじょ犬」マークっていうことで、記載している部分っていうのは普及啓発に努めていかなければならないというところなんです。

また、P57 の教育啓発特定事業ということの中で、バリアフリー教室の実施ということで、学校における、そういったところのソフト面に対する取り組みもしながら、私ども啓発なりして、結果皆さんにご理解いただくような、形では考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

田中会長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、先ほどの話に戻りますと、基本理念のところですね。今のような、いろいろな対応を行うことができるために、例えば四條畷の皆さんがというのを、或いは四條畷らしい自然に暮らす活動ができる町ってというような、この言い方というのは、今までお話があった中で、これ最初お聞きした時に何か、自然に暮らしっていう、「自然に」っていうのは四條畷市さん、自然がすごく、一番、豊かなところですし、あと、特徴的なのは、活動できるまちっていうのが、やっぱり何と云うのでしょうか、すごく元気のある町ですので、そうするとおとなしくお家で、幸せに暮らすというだけではなくて、今、お話にあったような、例えば、コンビニに出かけたり、公共施設で活動ができる、出かけていけるような、そういう町にしませんかっという基本理念に当たるのかなっていうふうに思って、聞いていたものから、そういう意味では、いろいろな意味を含んでいるっていうことで、よろしいのかなっていうふうに思うのですが、いかがでしょうかね。よろしいですかね。ありがとうございます。

そうしましたら、そういった意味も含めまして、このような基本理念を生かして、生かして、この先も、この素案をもとに形にさせていただけたらと思えます。他、何かございますでしょうか。よろしく願いいたします。

川口委員 近畿運輸局です。この基本構想、国土交通省のガイドラインを参考に作っていただいたということで、少し数点、細かいところなのですが、P24なのですが、ガイドラインでいきますと、重点地区の位置及び区域というところを示していただくということで、この中で重点地区というのは、JR 忍ヶ丘駅、JR 四条畷駅周辺地区ということで、あと区域については、図面の通りだと思うのですが、あとガイドラインを見ますと、その中の面積というのも記載いただけたらというところがありましたので、この中のどの部分でもいいのかなと思いますので、面積の方、入れていただけたらと思います。後、生活関連施設及び生活関連経路についてなのですが、これにつきましても、ガイドラインでいきますと、生活関連施設及び生活関連経路、並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項という項目がございます。それぞれP19は生活関連施設、P21には生活関連経路の設定ということで、それぞれ施設、経路を記載いただいているところなのですが、その後、これらに関する移動円滑化に関する事項を記載するという風にガイドライン上なっています。移動等円滑化に関する事項と言うのは、ガイドラインによりますと、これらのバリアフリー化の状況を踏まえて、それぞれ施設や経路の、おのおのについての事業実施の必要性や整備方針を記載と、なっております。この部分が少しそれぞれ、抜けているのかなということで、書き加えていただけたらと思っております。

この今までの説明を含めて、ちょっと簡略してはどうかというのは、あるのですが、第8章に、事業実施に必要なものは、全て書かれており、整備方針も当然書かれているということなので、必要なものは、そこに書いていますよ、というような解釈はとれるとは思いますが、それであれば、そういう内容でも構わないと思うのですが、この項目に対して、そのような記載というものを、少し入れておいていただけたらと思っております。書くだけの話になるかもしれませんが、その三点の、お願いできたらと思っております。以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。事務局様いかがでしょうか。

事務局 はい、ありがとうございます。ご意見いただいた面積であったり、移動円滑化事項というところ中で、必要な部分に関しては実際、整備方針とか後ろで記載しているってところがありますので、それについては記載の仕方というところもありますので、ちょっと整理をさせていただき、対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

田中会長 ありがとうございます。ご意見もありがとうございました。他は何かございませんでしょうか。

小寺副会長 ちょっと教えて欲しいのですけども。この高齢者や障害者などの意見ということで、アンケートで、バリアフリー化が進んでいたと感じられるか否かという、設問なのですが、パワーポイントのP13ですね、これがわかりやすいと思いますが、標本が少ないので、確たることは言えないと思うのですけども、やっぱり鉄道はバリアフリー化が進んでいるという評価。それに比べてバスとか道路とか信号機等がちょっと低いということで、外出支援ということではね、バスなどの、使い勝手が悪いということが、かなりここに出ているのですけども。バスですが、コミュニティバスがあると思いますが、コミュニティーバスはどのぐらいの利用者が、使われておられるのか。他のいわゆる民間の路線バスと比べて、利用率はどうなっているのか、その辺の数値をちょっと教えていただきたいのですけども。

足立委員 すみません、コミュニティバスの年間の延べ人数の利用率になるのですが、ちょっと手元に資料がないので、正確な数字はわからないのですが、確か市域全体で35万人ぐらいだったかとは思っています。

小寺副会長 民間は？民間はわからないですか？

宮城委員 人数までは、つかめていません。本社で調べればわかると思いますが、今、手元にございません。

小寺副会長 民間のバス、京阪さん等とコミュニティバスは、路線は競合してないのですね。

宮城委員 ほぼ、競合していませんね。

足立委員 近鉄さんも含めて競合という形では、かぶってはないと認識しています。

小寺副会長 といいますのは、近隣の市さんが、コミュニティーバスが民間バスと競合しておられて、それで、もう少し地域に見合った外出支援の策を考えていきたいということで、バスを廃止して、一般の福祉施策で、肩代わりするという、そういう方針を出されたのですけども、そういうことは四條畷市さんではないですか、そういう動きは。

上田委員 今の質問なのですけど、私、大東市、四條畷市の公共交通会議の方にも参加させてもらっています。実際問題、一つ訂正なのですが、忍ヶ丘駅周辺で、民間のバスとコミバスさんで、多分、競合しているはずです。そこの修正なども必要だ

など、先生がおっしゃったように、コミュニティバスを、住民のニーズに答えて、ちゃんとどういうふうにしていくか、修正していくのか、という話も出ております。

足立委員 はい。四條畷市のバスについてなんですけど、現在先ほど、公共交通会議の方で、検討しているような状況です。当然、先ほどの近隣市さんの動きまで、すみませんが、今、現在把握しきれてないので、申し訳ないなんですけど。当然その交通会議の中では福祉部局も入って、当然話は進めております。ただ現在のところ何か福祉の方は福祉の方で、その移動のサービスっていうのは検討されている状況ですけど、まだ、そのすり合わせと申しますか、理想的なのは役割分担が、できれば一番いいのかなとは思ってはいるのですが、まだその詰めまではちょっと正直できていないような状況です。

小寺副会長 ありがとうございます。利用者の方の外出支援を考えるということで、バスの利用ということはかなり大きな、特に四條畷の場合は、駅、JRさんが遠いから、どうしても山間部も含めて、そのバスの利用は、かなり大きいですね利用者にとっては。その中でコミュニティバスもかなり大きな役割を担っているのかなと思うのですが、そういう中で、コミュニティバスの利用者の方は、どういう方が利用されて、どういう障害者の方が、例えば、介助犬を使って、「ほじょ犬」を使って、乗降されている方とかが、おられると思うのですが、いわゆる車いすにどのぐらいの対応ができていくのか、そういうところがもう少し分析が要るのかなと。そう言いますのが、今国会でね、障害者差別解消法という改正法が、議論されているのですが、今まで合理的配慮というのは、公的な機関だけだったのですが、それを民間にも広げていくと。ちょっと猶予期間で4、5年はかかるのかなという話はあるのですが、少なくとも、この計画の期間内には、そういう動きが当然出てくると思います。そうすると、かなりそのあたりの問題も真摯に受けとめていかなかったら、ちょっとしんどいかなという感じがします。なのでその辺りも含めて、少しコミュニティバスのあり方であるとか、そういう差別解消法の改正案の中身がどうなっていくのかという、そういう動きとどう連動させていくかということも含めて、計画は作るべきかなと思いますので、よろしくをお願いします。

田中会長 どうもありがとうございます。よろしいですか。

猿屋委員 いろいろね、検討することがたくさん多いので大変だと思いますけれども、国道163号から南の方については、道路が高野街道、一番上のね、これの改良、バ

リアフリー化ということが言われておるのですが、まだ中野の入口も 20 メーターぐらい、交差点を改良するというのもまだなかなか、そう簡単にはいかない。それと家が立ち並んでおりますのでね、そう簡単にはいかないと。長期化するのではないかと思います。それでそれを改良すれば、四條畷駅の方にも、改良ができてバスもスムーズに入るようにということですが、なかなか家が立ち並んでいるのでね、難しいかと思えます。そして、その下の府道ですね。そこも雁屋地区のところで雁屋畑線が、雁屋地区の間だけ外環から、非常にこれはいい道でバリアフリー化ができて、皆さん、お年寄りから車椅子の方も非常に安全で、通れるようになっておりますけどね。その上のちょうど高野線の下の大東からの府道が、これが、もう楠公郵便局から一番の中心地になっておるのですけれどもね。これがどうしても、道路のそこがもう一番ね、今にも事故が起きる、歩く人、車椅子の人、車、自転車の人、もう、そこはどうすることもできない、そこを通らないと、今、四條畷駅には行けないような状態でございまして、その辺が、いろいろ、長期化はすると思えますけど、改良も検討に入れていただいたらと思うのですがよろしくお願いたします。

田中会長 どうもありがとうございます。今のご意見に対しては、いかがでしょうか。

事務局 はい、すみません、素案の方で、P45 の、おそらくおっしゃっていただいているところが、29 番の方なのかなあと思っておりますけども、そちらにつきましても、おっしゃっていただきましたように、特定事業のついでというところの中で、P53 になるのですが、そちらの方で歩道整備、幅員の確保というところの中で、長期化するとは言え、進めていくってところと。この路線に関しましては、都市計画道路という形の路線にもなっていて、これについてもちょっと大阪府へ要望しながら、というところなので、長期ってところになるので、それまでに、こういった問題があるということにつきましては、大阪府と連携を図りながら、今後進めて参りたいと、そのように考えております。

田中会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。時間も押して参りましたが、何かほかに、ございますか。もしあれば、よろしいですか。いろいろご意見、賜っておりますが。はい。お願いします。

事務局 すみません、1 点だけ。木戸口委員の方から頂いていた部分がちょっと漏れていたのかな、というところで、利用しないとか、関心がないというところに関して、私どもとしても、やはり、すべての方が、意識をするというところの重要性が大事というところもございまして、P57 にも教育啓発特定事業の中で、一定

バリアフリーの教室であったり、それぞれいろんなことを啓発することによって、市民さんに興味も持っていただくような形の中で、努めて参りたいと、そのように考えております。

田中会長　ありがとうございます。そうですね。本来なら、高齢者とか、障害者とかという、そのような名前がつかない、我々でも、例えば疲れているときだったりとか、調子悪いときだったり、そういうなんと言うか、ユニバーサルなというか、先ほどの多目的のトイレのお話じゃないですけども、そういったときに、利用できるようなコミュニティバスだったりとか、ゆっくり歩けるような歩道だったりとか、そういったものが整備されて、なんと申しますか、全国のまちづくりを引っ張っていけるような四條畷市さんの計画ができれば、すごくよろしいのではないかと思います。いろいろ深い議論を今日、いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど、少し申し上げたのですが、大体の計画は4段階になっているかと思うのですが、この素案をもとに、原案ができて、そのあと、案になり、最後、完成という形になるかと思うのですが、今日の議論の中では、今日の部分はもうほぼ、認めていただいているという気もいたしますので、日程もかなり押しているものですから、このまま原案を作っていただいて、そのあとでパブリックコメントをいただいて、最終、確認をいただくというスケジュールで、いければと思うのですが。いかがでしょうか。

#### 「異議なし」の声あり

はい、ありがとうございます。そうしましたら、そのような形で進めていきたいと思えます。

いくつかの項目につきまして、補足する部分とか、別の言い方に変えられる部分とかですね、そういったところは事務局さんの方で、しっかりと修正いただきまして、あと部分的にはですね、ご意見いただいた皆様と、場合によっては、ご相談させていただきながら、修正を加えまして、原案とさせていただきます。

事務局　すみません。そうしましたら、考え方というところでご説明させてもらいたいと思えます。前のスクリーン、見ていただけたらと思えます。赤で囲っている、太線のところにつきましては3月30日、本日の第2回協議会というところがあります。次に、パブリックコメントというふうにさせていただいております、先ほど会長の方からも、ご意見いただいたところなんですけども、本日の部分が素案というところで、これを修正したものが原案という形になりまして、原案を

もってパブコメをするという流れになっていこうかと思うのですが、先ほどの会長等のお話しを、踏まえさせてもらってですね、いわゆる協議会につきましては、今日いただいた意見の方を、バリアフリートイレとか、多目的トイレのところの文言を変更するとかですね。ガイドラインにつきましては、少し書きぶりの形かと思うのですが、前の方へガイドラインに沿って入れさせてもらおうとかというところで、作らせていただいて、それで原案とさせていただきます、パブリックコメントにかけさせていただきますたいと。その後、パブコメの意見を踏まえて、次の協議会の方で、最終ご確認をいただくというような流れの方でいきたいと思えます。そうしますので、パブリックコメント後に第3回の協議会を開催する流れで、今のところ考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

田中会長 ありがとうございます。そうしましたら、ただいま事務局からご説明ありましたように、原案まで作っていただいて、パブリックコメントの終了後に、パブコメの意見も併せて確認すると、そういう形の説明だったかと思えますが、この進め方でよろしいでしょうか。

「異議なし」 の声あり

他に、何かご質問とかご意見とかありましたらお願ひします。よろしいでしょうか。それでは、この日程の変更について、ご了承いただいたということで、進めていきますので、事務局さん、それでよろしくお願ひいたします。それから、今日いただきました部分的な修正につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」 の声あり

はい、ありがとうございます。それでは、次第の3番ですね、その他について、事務局さんの方から、説明をよろしくお願ひします。

事務局 はい。すみません。先ほど、パブリックコメントの話が出ていたのですが、パブコメの簡単なお説明だけをしておきます。今、スケジュールで示したように、修正したもので、5月15日から6月15日、これはですね、広報にパブコメします、というのを挙げますので、これに合わせて、一応、5月15日から6月15日の約1ヶ月間、実施予定です。周知方法は、広報とホームページ、各部署ですね、都市計画課、私どもの事務局の課も含めて、その他、田原支所とかですね、主要な施設に、冊子の方を置いてですね、意見聴取するというような形になります。

その貸し出す書類とかもあるのですが、そのあたりっていうのは、要は、管理簿でちょっと管理する形にはなるのですが、誰が持って行って、どれぐらい持っていたのかというところの情報ぐらいまでは、収集して終わる予定です。これが、簡単ですけど、パブリックコメントの概要です。もう一つですね、今、修正をさせていただこうと言っております、原案につきましては、改めて、冊子にして、送付させてお示しさせていただきますので、よろしくお願ひします。以上になります。

田中会長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局さんから、説明がありましたが、これについてご質問等ございますでしょうか。

「異議なし」の声あり

田中会長 はい。ありがとうございます。そうしましたら、これで予定されていた議事がすべて終了になります。とても中身のある議論、ご協力いただきましてありがとうございました。それでは、司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。

事務局 <閉会の挨拶>

午後12時00分閉会